

PI 外環沿線協議会 殿

平成15年7月5日

PI 外環沿線協議会

協議委員 須山直哉

東京外かく環状道路計画における

「青梅街道インターチェンジの設置並びに地上道路併設に反対する陳情」に関する報告

標記「青梅街道インターチェンジの設置並びに地上道路併設に反対する」インター近隣の地元練馬区住民の意向を認知してもらうため、主な反対事由と共に同意する2,742名の捺印署名を添付し、国土交通大臣、東京都知事（以上6月10日）、練馬区長、練馬区議会議長（以上6月4日）の4者に対し、別紙（資料-1～4）に示す書面を提出し、陳情を実施いたしましたので報告いたします。

先にPI協議会の席で、「標記主旨の“要望書”を、練馬区区長と練馬区議会議長宛に提出した」と報告させていただきましたが、その後、練馬区の対応に寸分の変化も見られず、「青梅街道インターチェンジと地上道路併設計画をを推進する」との一点張りで、私たち近隣住民の意向をまったく省みることなく、現地調査を行うことも区の考え方・方針の見直しも行われないうちにあります。

この陳情は、このような事態に鑑みて行ったものです。またこの陳情は、計画インターチェンジの北西側に住む練馬区地元住民で構成する「元関町一丁目町会外環道路対策委員会」が中心となって行ったものです。主な反対事由は、別紙6項目を示しました。（資料-1～4参照）

本件に関連して、計画インターチェンジの南東側に位置する杉並区では、過日、区長自ら記者会見を開き、8項目の理由を掲げてインターチェンジを設置しないよう国と都に要請しました。

練馬区の地元住民は、「インターチェンジができると、青梅街道の車の交通量が現在より30%も増え、大気の汚染や生活道路に流入する車で住んでる人間の命が脅かされること」を特に懸念しています。今後もこの懸念が払拭されない限り、杉並区と共に“青梅街道インターチェンジの設置反対”を訴え続けて参ります。

以上

## 添付資料

資料-1,2 外環道計画における「青梅街道インターチェンジの設置並びに地上道路併設に反対する陳情書  
国土交通大臣宛、東京都知事宛

資料-3,4 外環道計画における「青梅街道インターチェンジの設置並びに地上道路併設に反対する陳情書  
練馬区長宛、練馬区議会議長宛

参考資料 青梅街道インターチェンジ周辺地域の大气汚染資料  
「町内の大气中の二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)計測結果一覧」(平成元年～4年)

## 外環道計画における

## 「青梅街道インターチェンジ」の設置並びに地上道路併設に反対する陳情書

平成15年 6月10日

元関町一丁目町会外環道路対策委員会

代表者 住所 東京都練馬区関町南1-6-8  
 氏名 須山直哉  
 ほか 2,741人  
 電話 3928-2941

国土交通大臣 殿

## 【要旨】

私たちは、東京外かく環状道路に、「青梅街道インターチェンジ」を設置し、あわせて地上道路を併設する建設計画に対しては、大気汚染・騒音・振動などの公害がより深刻になり、地域住民の居住環境や健康に与える影響が著しく悪化すること必至なので、反対致します。

については、標記の建設計画を取りやめて下さるよう陳情いたします。

## 【主な理由】

1. 外環道の計画交通量は、一日8万8千台。青梅街道にインターチェンジを造ると、その台数は10万5千台に増えます。また、青梅街道の現況交通量は1日約5万台(混雑度1.33)で、すでに、道路の許容交通量を大幅に超えています。インターチェンジを利用する車の台数は、一日約1万8千台です。青梅街道の交通量は、約6万8千台(混雑度:1.8)となり、大渋滞が予測されます。周辺の生活道路には、インターに出入りする車が入り込み、ますます危険な状態となります。
2. インターチェンジに集中する1万8千台の車の排気ガスは、周辺地域を汚染します。また、インターには自動車のトンネル内の排出ガスを大気中に拡散させるための換気所が設置されます。特に人体に影響のある有害物質やガスなどで近隣の大気は汚染されていきます。インターチェンジの設置計画図を裏面に示しました。私たちの住むこの沿線地域の環境は劣悪になり、これまで以上に環境問題で悩まされ、人間の住めない町になってしまいます。
3. インターチェンジの出入口の両側800mの区間は、開削工法で施工されます。その為、約410棟(練馬:240棟、杉並:170棟)の家屋の立退きが必要となります。インターへの連絡路は埋め戻されず、工事後も、半地下構造となり、町は分断されます。
4. 工事中、開削区間の地下水が長期間汲み上げられますので、地下水脈に変化が生じます。比較的標高の高い善福寺池の水は、枯渇する恐れがあります。
5. 岩波前練馬区長と練馬区議会議員外環推進連盟は、「青梅街道インターチェンジの設置」と合わせて、大泉から青梅街道までの地上部分にも道路を併設することを要請し、基本方針に反映されましたが、これは、地元住民の意向を全く無視しています。
6. 地元区市、沿線住民、国及び都で作る「PI外環沿線協議会」(平成14年6月設置)では、建設の必要性や環境問題(騒音・振動・大気汚染・地下水脈に与える影響)など、建設の原点にもどり審議が重ねられている段階です。国土交通省と東京都が発表した“基本方針”は、沿線自治体やPI協議会への打診なしに行われたもので、このような行政の姿勢は絶対容認できません。

以上

## 外環道計画における

## 「青梅街道インターチェンジ」の設置並びに地上道路併設に反対する陳情書

平成15年 6月10日

元関町一丁目町会外環道路対策委員会

代表者 住所 東京都練馬区関町南1-6-8

氏名 須山直哉

ほか 2,741人

電話 3928-2941

東京都知事 殿

## 【要旨】

私たちは、東京外かく環状道路に、「青梅街道インターチェンジ」を設置し、あわせて地上道路を併設する建設計画に対しては、大気汚染・騒音・振動などの公害がより深刻になり、地域住民の居住環境や健康に与える影響が著しく悪化すること必至なので、反対致します。

ついては、標記の建設計画を取りやめて下さるよう陳情いたします。

## 【主な理由】

1. 外環道の計画交通量は、一日8万8千台。青梅街道にインターチェンジを造ると、その台数は10万5千台に増えます。また、青梅街道の現況交通量は1日約5万台(混雑度1.33)で、すでに、道路の許容交通量を大幅に超えています。インターチェンジを利用する車の台数は、一日約1万8千台です。青梅街道の交通量は、約6万8千台(混雑度:1.8)となり、大渋滞が予測されます。周辺的生活道路には、インターに出入りする車が入り込み、ますます危険な状態となります。
2. インターチェンジに集中する1万8千台の車の排気ガスは、周辺地域を汚染します。また、インターには自動車のトンネル内の排出ガスを大気中に拡散させるための換気所が設置されます。特に人体に影響のある有害物質やガスなどで近隣の大気は汚染されていきます。インターチェンジの設置計画図を裏面に示しました。私たちの住むこの沿線地域の環境は劣悪になり、これまで以上に環境問題で悩まされ、人間の住めない町になってしまいます。
3. インターチェンジの出入口の両側800mの区間は、開削工法で施工されます。その為、約410棟(練馬:240棟、杉並:170棟)の家屋の立退きが必要となります。インターへの連絡路は埋め戻されず、工事後も、半地下構造となり、町は分断されます。
4. 工事中、開削区間の地下水が長期間汲み上げられますので、地下水脈に変化が生じます。比較的標高の高い善福寺池の水は、枯渇する恐れがあります。
5. 岩波前練馬区長と練馬区議会議員外環推進連盟は、「青梅街道インターチェンジの設置」と合わせて、大泉から青梅街道までの地上部分にも道路を併設することを要請し、基本方針に反映されましたが、これは、地元住民の意向を全く無視しています。
6. 地元区市、沿線住民、国及び都で作る「PI外環沿線協議会」(平成14年6月設置)では、建設の必要性や環境問題(騒音・振動・大気汚染・地下水脈に与える影響)など、建設の原点にもどり審議が重ねられている段階です。国土交通省と東京都が発表した“基本方針”は、沿線自治体やPI協議会への打診なしに行われたもので、このような行政の姿勢は絶対容認できません。

以上

## 外環道計画における

「青梅街道インターチェンジ」の設置 並びに 地上道路併設に反対する陳情書

平成15年 6月4日

元関町一丁目町会外環道路対策委員会

代表者 住所 東京都練馬区関町南1-6-8

氏名 須山直哉

ほか 2,741人

電話 3928-2941

練馬区長 殿

## 【要旨】

私たちは、東京外かく環状道路に、「青梅街道インターチェンジ」を設置し、あわせて地上道路を併設する建設計画に対しては、大気汚染・騒音・振動などの公害がより深刻になり、地域住民の居住環境や健康に与える影響が著しく悪化すること必至なので、反対致します。

ついては、標記の建設計画を取りやめるよう、国及び都等関係先に対し、強く働き掛け下さるよう陳情いたします。

## 【主な理由】

1. 外環道の計画交通量は、一日8万8千台。青梅街道にインターチェンジを造ると、その台数は10万5千台に増えます。また、青梅街道の現況交通量は1日約5万台(混雑度1.33)で、すでに、道路の許容交通量を大幅に超えています。インターチェンジを利用する車の台数は、一日約1万8千台です。青梅街道の交通量は、約6万8千台(混雑度:1.8)となり、大渋滞が予測されます。周辺的生活道路には、インターに出入りする車が入り込み、ますます危険な状態となります。
2. インターチェンジに集中する1万8千台の車の排気ガスは、周辺地域を汚染します。また、インターには自動車のトンネル内の排出ガスを大気中に拡散させるための換気所が設置されます。特に人体に影響のある有害物質やガスなどで近隣の大気は汚染されていきます。インターチェンジの設置計画図を裏面に示しました。私たちの住むこの沿線地域の環境は劣悪になり、これまで以上に環境問題で悩まされ、人間の住めない町になってしまいます。
3. インターチェンジの出入口の両側800mの区間は、開削工法で施工されます。その為、約410棟(練馬:240棟、杉並:170棟)の家屋の立退きが必要となります。インターへの連絡路は埋め戻されず、工事後も、半地下構造となり、町は分断されます。
4. 工事中、開削区間の地下水が長期間汲み上げられますので、地下水脈に変化が生じます。比較的標高の高い善福寺池の水は、枯渇する恐れがあります。
5. 岩波前練馬区長と練馬区議会議員外環推進連盟は、「青梅街道インターチェンジの設置」と合わせて、大泉から青梅街道までの地上部分にも道路を併設することを要請し、基本方針に反映されましたが、これは、地元住民の意向を全く無視しています。
6. 地元区市、沿線住民、国及び都で作る「PI外環沿線協議会」(平成14年6月設置)では、建設の必要性や環境問題(騒音・振動・大気汚染・地下水脈に与える影響)など、建設の原点にもどり審議が重ねられている段階です。国土交通省と東京都が発表した“基本方針”は、沿線自治体やPI協議会への打診なしに行われたもので、このような行政の姿勢は絶対容認できません。

以上

## 外環道計画における

## 「青梅街道インターチェンジ」の設置並びに地上道路併設に反対する陳情書

平成15年 6月4日

## 元関町一丁目町会外環道路対策委員会

代表者 住所 東京都練馬区関町南1-6-8

氏名 須山直哉

ほか 2,741人

電話 3928-2941

練馬区議会議長 殿

## 【要旨】

私たちは、東京外かく環状道路に、「青梅街道インターチェンジ」を設置し、あわせて地上道路を併設する建設計画に対しては、大気汚染・騒音・振動などの公害がより深刻になり、地域住民の居住環境や健康に与える影響が著しく悪化すること必至なので、反対致します。

については、標記の建設計画を取りやめるよう、国及び都等関係先に対し、強く働き掛け下さるよう陳情いたします。

## 【主な理由】

1. 外環道の計画交通量は、一日8万8千台。青梅街道にインターチェンジを造ると、その台数は10万5千台に増えます。また、青梅街道の現況交通量は1日約5万台(混雑度1.33)で、すでに、道路の許容交通量を大幅に超えています。インターチェンジを利用する車の台数は、一日約1万8千台です。青梅街道の交通量は、約6万8千台(混雑度:1.8)となり、大渋滞が予測されます。周辺的生活道路には、インターに出入りする車が入り込み、ますます危険な状態となります。
2. インターチェンジに集中する1万8千台の車の排気ガスは、周辺地域を汚染します。また、インターには自動車のトンネル内の排出ガスを大気中に拡散させるための換気所が設置されます。特に人体に影響のある有害物質やガスなどで近隣の大気は汚染されていきます。インターチェンジの設置計画図を裏面に示しました。私たちの住むこの沿線地域の環境は劣悪になり、これまで以上に環境問題で悩まされ、人間の住めない町になってしまいます。
3. インターチェンジの出入口の両側800mの区間は、開削工法で施工されます。その為、約410棟(練馬:240棟、杉並:170棟)の家屋の立退きが必要となります。インターへの連絡路は埋め戻されず、工事後も、半地下構造となり、町は分断されます。
4. 工事中、開削区間の地下水が長期間汲み上げられますので、地下水脈に変化が生じます。比較的標高の高い善福寺池の水は、枯渇する恐れがあります。
5. 岩波前練馬区長と練馬区議会議員外環推進連盟は、「青梅街道インターチェンジの設置」と合わせて、大泉から青梅街道までの地上部分にも道路を併設することを要請し、基本方針に反映されましたが、これは、地元住民の意向を全く無視しています。
6. 地元区市、沿線住民、国及び都で作る「PI外環沿線協議会」(平成14年6月設置)では、建設の必要性や環境問題(騒音・振動・大気汚染・地下水脈に与える影響)など、建設の原点にもどり審議が重ねられている段階です。国土交通省と東京都が発表した“基本方針”は、沿線自治体やPI協議会への打診なしに行われたもので、このような行政の姿勢は絶対容認できません。

以上

## 青梅街道インターチェンジ周辺地域の大気汚染計測資料

町内の大気中の二酸化窒素(NO<sub>2</sub>) 計測結果一覧(平成元年～4年)

元関町一丁目町会

(単位 ppm)

| 計測地点                       |             |           | 計測年月  |       |       |       | 平均値   |
|----------------------------|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                            |             |           | 89'12 | 90'12 | 91'12 | 92'12 |       |
| 1                          | 関町南 1-2-44  | いなげや横都道   | 0.070 | 0.122 | 0.082 | 0.059 | 0.083 |
| 2                          | 関町南 2-1-16  | 青梅街道いなげや前 | 0.122 | 0.114 | 0.164 | 0.056 | 0.114 |
| 3                          | 関町南 1-4-6   | 住宅        | 0.026 | 0.070 | 0.058 | 0.039 | 0.048 |
| 4                          | 関町南 2-2-13  | 青梅街道      | 0.075 | 0.127 | 0.079 | 0.063 | 0.086 |
| 5                          | 関町南 1-6-8   | 住宅        | 0.023 | 0.057 | 0.042 | 0.030 | 0.038 |
| 6                          | 関町南 2-2-3   | 青梅街道      | 0.094 | 0.127 | 0.091 | 0.056 | 0.092 |
| 7                          | 関町南 1-8-1   | バス通り      | 0.058 | 0.095 | 0.081 | 0.043 | 0.069 |
| 8                          | 関町南 1-10-3  | 住宅        | 0.022 | 0.075 | 0.062 | 0.025 | 0.046 |
| 9                          | 関町南 1-11-3  | 青梅街道      | 0.070 | 0.127 | 0.090 | 0.038 | 0.081 |
| 10                         | 関町南 2-5-26  | 住宅        | 0.035 | 0.064 | 0.060 | 0.030 | 0.047 |
| 11                         | 関町南 1-12-8  | 青梅街道      | 0.152 | 0.138 | 0.084 | 0.062 | 0.109 |
| 12                         | 関町南 2-8-40  | 住宅        | 0.036 | 0.027 | 0.047 | 0.027 | 0.034 |
| 13                         | 関町南 2-7-25  | 千川通り      | 0.041 | 0.089 | 0.058 | 0.047 | 0.059 |
| 14                         | 関町南 2-28-12 | 千川通り境     | 0.029 | 0.083 | 0.052 | 0.036 | 0.050 |
| 15                         | 関町南 2-31-2  | 立野通り      | 0.079 | 0.119 | 0.090 | 0.050 | 0.085 |
| 16                         | 関町南 2-7-3   | 住宅        | 0.035 | 0.064 | 0.041 | 0.037 | 0.044 |
| 17                         | 関町南 2-11-3  | 住宅        | 0.038 | 0.100 | 0.053 | 0.039 | 0.058 |
| 18                         | 関町南 2-12-22 | 善福寺境都道    | 0.026 | 0.090 | 0.056 | 0.035 | 0.052 |
| 19                         | 関町南 2-25-46 | 住宅        | 0.107 | 0.075 | 0.049 | 0.031 | 0.066 |
| 20                         | 関町南 2-21-5  | 立野通り      | 0.105 | 0.089 | 0.071 | 0.051 | 0.079 |
| 21                         | 関町南 2-17-11 | 住宅        | 0.029 | 0.038 | 0.048 | 0.035 | 0.038 |
| 22                         | 関町南 2-13-7  | 住宅        | 0.032 | 0.075 | 0.048 | 0.037 | 0.048 |
| 23                         | 関町南 2-17-27 | 善福寺境都道    | 0.026 | 0.083 | 0.055 | 0.044 | 0.052 |
| 24                         | 関町南 2-15-1  | 善福寺境都道    | 0.023 | 0.053 | 0.046 | 0.028 | 0.038 |
| 25                         | 関町南 2-20-2  | 立野通り境     | 0.038 | 0.064 | 0.058 | 0.035 | 0.049 |
| 町内 NO <sub>2</sub> 計測値の平均値 |             |           | 0.056 | 0.087 | 0.067 | 0.041 | 0.063 |

環境基準：NO<sub>2</sub>の1時間値の1日平均値 0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること